

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県高田土木事務所において閲覧できます。

令和二年六月二日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和二年一月三十一日奈良県指令高土第三一―二三号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和二年五月二十一日高土第九五九号

公共施設に関する工事の検査済証 令和二年五月二十一日高土第三九六号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

葛城市八川一九九番一の一部及び一九九番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市北之庄町四一番地の二

株式会社キノシタ 代表取締役 木下智喜

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 葛城市八川一九九番一及び一九九番三の各一部